

# 安全衛生経費が下請まで適切に支払われる 施策(案)

---

## 現状と課題

○安全衛生経費の内容の明確化、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることなどを目的に、以下のような支援ツールやガイドラインが整備されているが、さらなる運用の改善が必要ではないか。

- ✓「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書(H25.3) 【建設業労働災害防止協会】

  - ・建設工事における安全衛生経費の標準リスト等を作成(土止め支保工組立作業、鉄筋組立作業)
- ✓建設業法令遵守ガイドライン(第5版)(H29.3) 【国交省】

  - ・元請は、下請契約を締結する以前に、労働災害防止対策等の具体的内容を下請に提示すること等を義務付け
  - ・下請は、自ら負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積り、元請に提出する見積書に明示すべき 等
- ✓リーフレット「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」(H27.6) 【厚労省・国交省】

  - ・労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の手順等を紹介

## 施策(案)

○元請業者(注文者)と下請業者が建設工事の請負契約を締結する際、または追加・変更契約を締結する際、双方が当該工事に必要な安全衛生対策を確認しやすいようなチェックリスト※を工種毎に作成し、その普及を図る。

※チェックリストには、工事種別毎に必要な安全衛生対策の標準的な項目、手続きの流れなどを記載

○チェックリストは、ニーズが高い工種から順次作成するものとし、作成にあたっては、元請業者・下請業者などを構成員とするWGを設置し、検討する(WGは来年設置を予定)。

# チェックリストのイメージ

## イメージ

### 〇〇作業に関する安全衛生対策総括表

区分	安全衛生対策項目	適用	負担区分	
		○	元請	下請
直接工事費	足場			
	支保工			
	土止め			
	・			
	・			
間接工事費 (共通仮設費)	1 調査費用			
	① 埋設物調査試掘他			
	2 交通規制に要する費用			
	① ガードマン			
	② 規制車			
	③ クッションドラム			
	④ カラーコーン			
	・			
	・			
	3 監視連絡等に要する費用			
	① 列車見張員等有資格者			
	② 誘導員			
	③ 監視員			
	・			
	・			
4 安全意識、注意喚起に要する費用				
① 各種注意看板標識 (立入禁止・開口部分)				
② 安全掲示板				
③ 安全旗・衛生旗				
・				
・				

区分	安全衛生対策項目	適用	負担区分	
		○	元請	下請
間接工事費 (共通仮設費)	5 保護具類			
	① ヘルメット			
	② 保護めがね			
	③ 防じんマスク			
	④ 耳栓			
	⑤ 安全帯			
	・			
	・			
	6 その他			
	① 血圧測定器			
② 職長保護帽				
・				
・				
間接工事費 (現場管理費)	1 新規入場者教育、送り出し教育			
	2 高所作業車運転技能講習			
	3 足場の組立等作業主任者技能講習			
	4 職長教育			
	5 リスクアセスメント教育			
	6 安全衛生協議会、職長会費用			
・				
・				
別途協議 ・確認	〇〇費用			
	△△に関する費用			
	・			
	・			

## 現状と課題

○安全衛生経費の適切な積算に役立てるため、以下のような支援ツール、ガイドブック、基準が整備されているが、特に高次の下請業者等に対する認知度向上が必要ではないか。

- ✓「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書(H25.3) 【建設業労働災害防止協会】
  - ・建設工事における安全衛生経費の積算明細書の記載例、算定方法等(土止め支保工組立作業、鉄筋組立作業)
- ✓「安全衛生経費確保のためのガイドブック」(H30.1) 【建設産業振興センター(厚労省委託事業)】
  - ・「積み上げ方式」による安全衛生経費の確保について解説
- ✓ 土木請負工事工事費積算基準、公共建築工事積算基準等 【国土交通省】

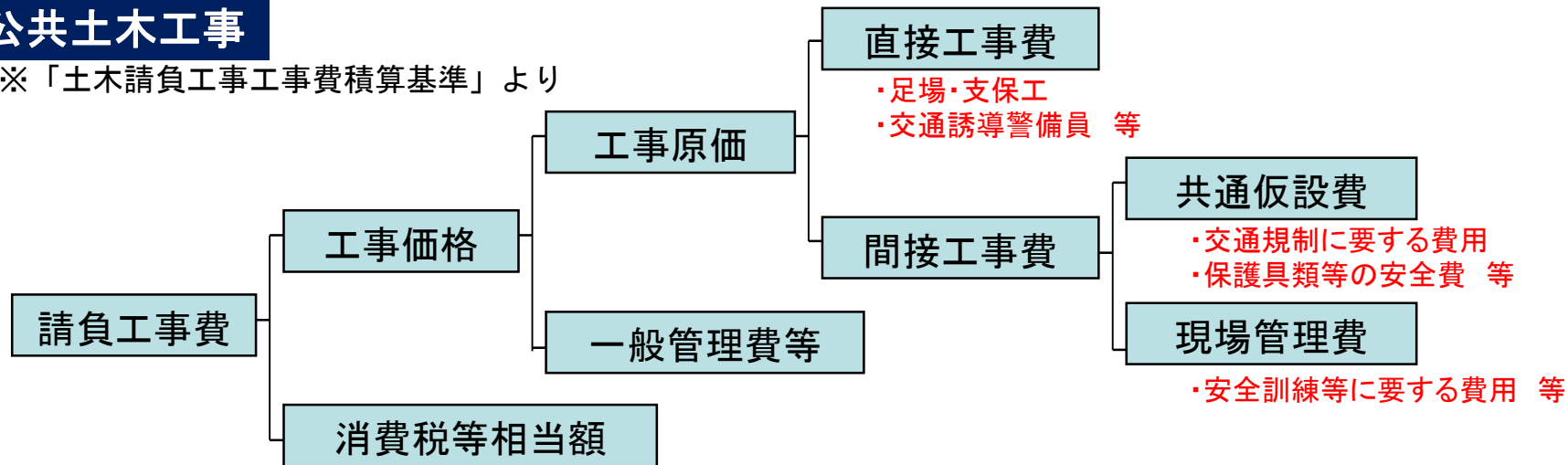
## 施策(案)

- 現行の公共土木工事や公共建築工事の積算体系における安全衛生経費の積算方法について、特に高次の下請となる業者へ周知し、意識啓発を図る。
- 足場や交通誘導警備員など個別に積み上げにより積算されている安全衛生経費については、民間工事を含め、できる限り積み上げによる積算を推奨し、高次の下請業者を含め広く浸透するよう、意識啓発のための支援ツールを作成する。
- 工事全体に共通して必要となるバリケードや標示板、保護具類、安全訓練等に要する費用など、特定の費用区分の総額に一定率をかける方式で算出する安全衛生経費については、工事コスト構造の実態を把握するために行われている諸経費動向調査を参考に、諸経費率や算定式を改定した場合にはその内容について、地方公共団体や建設業者の参考となるようわかりやすく周知する。

○国土交通省が発注する公共工事では、その予定価格等を計算するための積算基準において、工事を実施するのに必要な代金の内容を以下のように区分している。

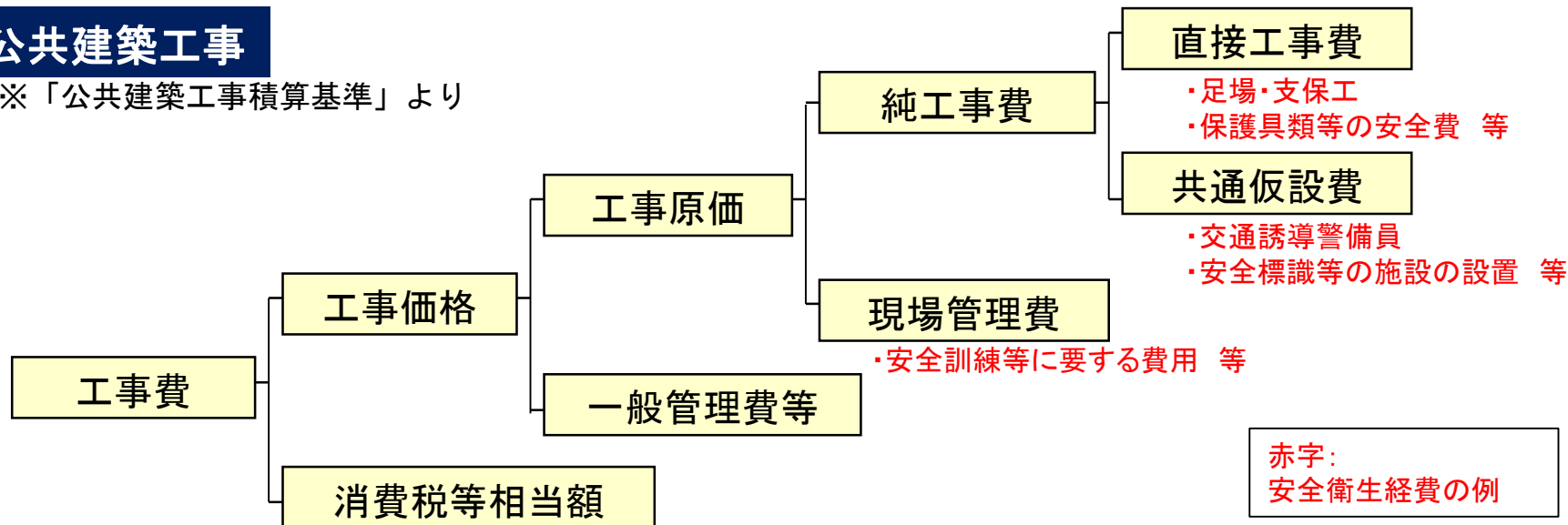
### 公共土木工事

※「土木請負工事工事費積算基準」より



### 公共建築工事

※「公共建築工事積算基準」より



赤字：  
安全衛生経費の例

# 【参考】安全衛生対策を決めるための社内ルール、積算等に関する企業ヒアリング結果

○本年3月から5月に実施した「元請け・下請け向け実態調査」にご協力いただいた企業5社(土木系3社、建築系2社)に対し、建設工事で実施する安全衛生対策を決めるための社内ルールやマニュアル、安全衛生経費の算定方法、安全衛生対策に関するヒアリングを実施。

## 〈ヒアリングで得られた知見〉

### ■実施する安全衛生対策を決めるための社内ルールやマニュアル

- ・労働安全衛生マネジメントシステム、労働安全管理規定、安全遵守事項を策定し、社内でも共有化。
- ・安全衛生対策に関する具体的な手順書(安全作業手順書、作業標準書、標準手順書)を作成、携帯。  
手順書には作業手順を項目やイラストで整理している【右図①】。
- ・「建設機械・車両等作業安全基準」「重機土工に関する安全衛生対策」などを策定。
- ・架空線等上空施設の損傷等事故の防止を図るため、独自ルールを策定し、支店等へ通知【右図②】
- ・社員一人一人に「安全法令ダイジェスト(労働新聞社)」を配布。

### ■安全衛生経費の算定方法について

- ・積み上げ方式と率方式を併用。本社の社員と支社の社員により、積算のダブルチェックをしている。
- ・国などの積算基準書を用いて積算。安全協議会や安全教育などの費用については、元請となる場合/下請となる場合、請負代金の金額規模により、月いくら計上するかを社内マニュアル化。
- ・歩掛は過去の類似工事や現地調査を踏まえ、間接工事費の中に「安全対策費」として、工事費の数% (社内基準)で積んでいる。

### ■安全衛生対策に関する取組(社内会議、チェック体制など)

- ・社内に「安全衛生委員会」、「安全委員会」、「品質技術安全管理室」等を設置。
- ・工事の契約後に、「施工検討会」や「引継ぎ会」と呼ばれる社内会議等を開催。
- ・労働安全コンサルタント(外部委託)と一緒に安全パトロールを実施。改善点など指摘してもらっている。
- ・若手社員向けの研修や講習会を実施。協力業者への安全教育、特別教育に関する資格の補助等。
- ・前年度のトラブル傾向と懸念トラブル事例を資料としてまとめ、協力会社も含め共有している。
- ・資格取得費用、保護具、安全帯、空調服等の購入に対する費用の全額・一部負担。

年 月 日作成		
安全作業手順		
作業名	Ⅲ. 3-4ダクトのつり込み作業	作業員名
機械器具等 (必要に応じて記入)	巻上げ機、ホスト(アップ)、電気ドリル、 高速カッター、電動ディスクグラインダー、電工ドラム、 移動式足場、可搬式作業台、高所作業車、脚立、 足場板、固定バンド、つりロープ、チェーンブロック、 換気装置、酸素・酸化水素濃度測定器	職長
保護具 (必要に応じて ○印記入)	保護帽、安全帯、安全靴、保護メガネ、防じんマスク、手袋	
必要とされる 資格等	1. 必要あり (資格一覧表5ページ参照) 2. 必要なし	有資格者名
	選任・配置すべき者	免許 技能講習 特別教育
	足場の組立て等作業主任者 (※2名以上)	
	建設作業従事者 (※1名、※2名)	
	高所作業従事者 (つり上げ作業1名以上)	
	高所作業従事者 (つり上げ作業1名以上)	
	建設作業従事者 (つり上げ作業1名以上)	

図① 手順書のイメージ

- 【事故防止対策】  
ダンプ等が通行する工事用道路及び現場出入口等における架空線等対策について
- ① 架空線等上空施設が横断又は近接している場合、必ず高さ制限ゲートを設置する事
  - ② (省略)
  - ③ 高さ制限ゲートに注意喚起の『横断幕』及び『一旦のぼり旗』を設置する事(自社製作を使用)
  - ④ (省略)
  - ⑤ 架空線直下の「注意三角旗」と「架空線注意のぼり旗」も従来通り設置する



図② 架空線等上空施設の事故防止対策に関する通知



# 安全衛生経費の範囲

## 現状と課題

- 安全衛生経費にどのようなものが含まれるかについては、「安全衛生経費確保のためのガイドブック(H30.1、建設産業振興センター(厚労省委託事業))」において、安全衛生経費の定義付けがなされているところ(次頁参照)。
- 安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なること、また、当該経費に含まれる安全衛生対策の項目を最小限明示した場合、それが標準化してしまうことが懸念されるため、第一ステップとしては、安全衛生対策について、受発注者相互の認識のズレの解消や安全意識の共有を図る取組を進めることが必要ではないか。

## 施策(案)

- 「安全衛生経費の範囲」については、個々の建設工事現場ごとに必要となる安全衛生対策の内容や規模等が異なること、また、今後の技術の進展等による変動も予想されることから、具体的な安全衛生対策の項目による整理ではなく、以下のような整理とし、安全衛生対策について、受発注者相互の認識のズレの解消や安全意識の共有を図る取組を進める。 ⇒ チェックリストの作成(施策)

### 安全衛生経費:

安全衛生経費は、元請負人及び下請負人の労働災害防止対策に係る費用で、建設工事従事者の安全及び健康を確保するうえで、必要不可欠な経費。建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる重要な経費の一つ。

# 【参考】「安全衛生経費」の考え方<安全衛生管理に必要な費用区分>

「安全衛生経費確保のためのガイドブック(H30.1、建設産業振興センター(厚労省委託事業))」より

費用区分		主な内容		細目	
直接 工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備 (指定仮設及び参考図等に示されているもの)	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等	
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め		・ 仮締め切り(シートパイル、親杭横矢板、連壁)	
		土留め支保工		・ 切梁、腹起(裏込めコン含む)	
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台	
間接 工事費	共通 仮設費	安全費	準備費	調査費用	・ 埋設物調査試掘他
			交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・ ガードマン、規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板(内照式)回転灯、規制表示看板・お願い看板
			安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用 安全意識、注意喚起に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員(潜水)等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置 ・ 各種注意看板標識、安全掲示板
			保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク(電動ファン付き呼吸用保護具)、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣	
			墜落飛来落下災害防止設備	・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱、建築工事用エレベーター部踊り場ゲート ・ 各所点検通路(支保工上他)、安全通路、揚重用吊具(ワイヤ、クランプ他)	
			作業床に関する設備	・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車	
			公衆災害に要する費用	・ 仮囲い(万能板、フラットパネル、シートゲート他)、建築工事落下防護(朝顔)、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート	
			安全施設等に要する費用	警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置(潜函)・ベル、サイレン等警報装置(ずい道) ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
				避難用設備	・ 避難誘導灯、発破時の避難所、避難用器具(空気呼吸器、携帯用照明、避難はしご、ロープ等)
				作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備(潜函)、ガス抜き等の措置(ずい道)、各種環境測定器(酸素濃度他) ・ 排気管、圧力計(高圧室内)、照明器具、熱中症対策設備
			昇降設備	・ 坑内はしご道で巻き上げ装置との隔壁、階段、はしご道	
			火災防止	・ 消火器、防災シート	
			その他	・ 重機移動用敷き鉄板	
			営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用	・ 火薬庫など
			その他		
		現場 管理費	疾病・衛生対策費		・ 健康診断(一般・特殊健診)
			安全訓練研修等に要する費用		・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT

※費用区分は国土交通省：土木請負工事費積算要領による

※細目は実行予算に計上している費目を計上

出所：建設業労働災害防止協会「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書



# 民間企業を含め、施策の効果をより波及させるための方策(広報等)

## 現状と課題

- 国土交通省では、安全衛生経費の確保の必要性や重要性について、これまで、「建設業法令遵守ガイドライン」やリーフレット「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」等を策定し、建設業者等に対してその周知に努めてきたところであるが、地方公共団体・建設業者、国民に対する周知等を更に強化する必要があるのではないか。
- 下請から元請等に対し、安全衛生経費を要求しやすい環境整備が必要ではないか。
- 安全衛生経費が適切に支払われるための施策の効果の検証等のため、安全衛生経費の実態に関する調査を継続的に実施していく必要があるのではないか。

## 施策(案)

- 建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に満たない金額での請負契約の禁止の徹底(立入検査を通じた法令遵守の徹底)
- 適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実(厚労省・国交省、H27.6のリバイス)
- 安全衛生経費の実態に関するフォローアップ調査の実施(元請・下請向け、発注者向け)
- 関係業界と国等が連携し、以下の施策を実施
  - ✓ 安全衛生経費の確保や安全衛生対策に関してインターネットやソーシャルメディアで情報発信  
(墜落・転落防止対策、はさまれ・巻き込まれ、交通事故、熱中症対策などの事例や効果等)
  - ✓ 各主体がまとめたガイドブック・事例等をホームページで上で一元化
  - ✓ 安全衛生経費の確保に関するポスターの作成・配布
  - ✓ 全国安全週間(例年7月第1週)などでの集中的な広報

**【参考】リーフレット「適切な安全衛生経費の確保が必要です」(H27.6) (厚労省、国交省)**

○建設業法令遵守ガイドラインを踏まえ、労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の手順等を紹介するためのリーフレットを厚生労働省と国土交通省で作成。

**安全な建設工事のために  
適切な安全衛生経費の確保が必要です**

～労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂～

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

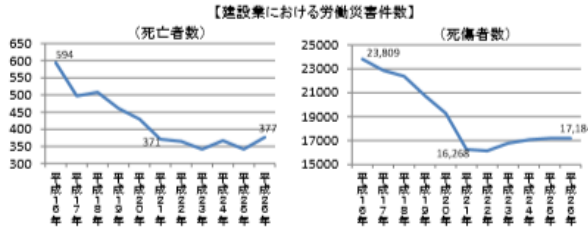
建設業では、発注者から元事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元事業者の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

こうした中、厚生労働省は、元事業者による建設現場安全管理指針(平成7年)により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

※元事業者における統括安全管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

**建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています**



**適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません**

- 発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある → 50%  
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く69%なのに対し、「安全衛生経費の積算」は8%しかありません。

- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典:「民間工事における注文書対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会



**1. 建設工事請負契約における労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」**

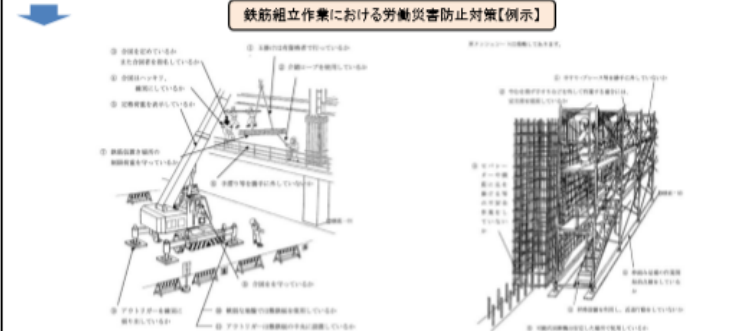
労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務付けており、それに要する経費は元請負人等が義務的に負担しなければならない費用です。つまり、労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

**2. 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ**

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

**(1) 元請負人による見積条件の提示**

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し**、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにならなければなりません。



**実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策【区分表】【例示】**

実施者	経費負担者		実施者	経費負担者	
	元請	下請		元請	下請
1. 足場の取付	○	○	(2) 足場の取付	○	○
(1) 足場の取付	○	○	(2) 足場の取付	○	○
2. 作業台	○	○	(3) 作業台	○	○
(1) 作業台の取付	○	○	(3) 作業台	○	○
(2) 作業台の取付	○	○	4. 作業用梯子	○	○
(3) 作業台の取付	○	○	(1) 作業用梯子の取付	○	○
3. 作業用梯子	○	○	(2) 作業用梯子の取付	○	○
(1) 作業用梯子の取付	○	○	(3) 作業用梯子の取付	○	○
(2) 作業用梯子の取付	○	○	5. 作業用足場の取付	○	○
(3) 作業用梯子の取付	○	○	(1) 作業用足場の取付	○	○
4. 作業用足場の取付	○	○	(2) 作業用足場の取付	○	○
(1) 作業用足場の取付	○	○	(3) 作業用足場の取付	○	○
(2) 作業用足場の取付	○	○	6. 作業用足場の取付	○	○
(3) 作業用足場の取付	○	○	(1) 作業用足場の取付	○	○
5. 作業用足場の取付	○	○	(2) 作業用足場の取付	○	○
(1) 作業用足場の取付	○	○	(3) 作業用足場の取付	○	○
(2) 作業用足場の取付	○	○	7. 作業用足場の取付	○	○
(3) 作業用足場の取付	○	○	(1) 作業用足場の取付	○	○
6. 作業用足場の取付	○	○	(2) 作業用足場の取付	○	○
(1) 作業用足場の取付	○	○	(3) 作業用足場の取付	○	○
(2) 作業用足場の取付	○	○	8. その他	○	○
(3) 作業用足場の取付	○	○	(1) その他	○	○
7. その他	○	○	(2) その他	○	○
(1) その他	○	○	(3) その他	○	○
(2) その他	○	○			
(3) その他	○	○			

注:区分表【例示】の明示すべき労働災害防止対策の抽出に当たっては、「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明確表」の解説並びに作成要領検討結果報告書(平成25年3月建設業労働災害防止協会)が参考になります。

# その他(発注者、一人親方に対する施策)

## 現状と課題

- 発注者向けアンケートでは、受注者に見積条件を提示する際、工事現場で実施する「安全衛生対策」の具体的な内容を明示しているかどうかについて、全体では「具体的な内容を明示していない」との回答が多かった※【Q14】。

※「具体的な内容」の解釈については、回答者によりバラツキがあると推測される。

- また、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策として、有効と考えられる施策について、「発注者・元請等に対する安全衛生経費の支払いに関する義務の強化」、「安全衛生経費に関する発注者の知識・ノウハウの向上や理解促進」を挙げる回答が多かった【Q19】。
- 個人向けアンケートでは、安全衛生対策のための費用について、「聞いたことはあるが、よく知らない」、「知らない」との回答が約9割【Q4】。
- 一人親方へのアンケート(厚労省)では、元請(または注文者)との契約(安全経費)について、「書面で契約しないことが多い」との回答が約4割。

## 施策(案)

- 国民一人ひとりを含め、発注者向けのリーフレットの新規作成
- 安全衛生経費に関する一人親方向けのリーフレットの新規作成
- 発注者向けのセミナー・講習会、研修会の開催(専門研修プログラム・テキスト作成)
- 地方公共団体の職員等が参加する地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議等の場を通じた施策の情報共有・調整